

フォークリフト運転業務従事者安全教育

1. 目的 労働安全衛生法第60条の2第2項の規定には、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育指針」があり、事業者はフォークリフト運転業務に従事する者に対する安全教育を、一定期間内（概ね5年）ごとに行なうこととされています。
2. 講習期間 学科：1日間 9時00分開始（開始時間の10分前までに集合して下さい）
3. 受講対象 フォークリフト運転業務従事者

4. 講習内容

講 習 科 目	時 間 (休憩時間除く)
○最近のフォークリフトの特徴 (構造上、各種荷役運搬方法の特徴)	2
○フォークリフトの取り扱いと保守	2
○災害事例と防止対策及び関係法令	2

5. 受講料 会員 ¥ 9, 185 (テキスト代 ¥1,705 税込)
非会員 ¥ 11, 275 (テキスト代 ¥1,705 税込)